

○静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</p> <p>令和5年3月28日 制定 令和6年12月9日 改正 <u>令和8年3月 日 改正</u></p> <p>静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の規定に基づき、静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を次のとおりとします。</p> <p>本計画は、県及び市町の共同計画であり、本県農林水産業各分野の施策の方向性を示した「静岡県食と農の基本計画」、「静岡県森林共生基本計画」及び「静岡県水産振興基本計画」を踏まえ、環境と調和のとれた本県農林水産業の推進を図るため、環境負荷低減事業活動の展開方向を示すものとします。</p> <p>また、計画の推進に当たっては、環境負荷低減に資する活動に取り組む農林漁業者の自主性を尊重するとともに、「静岡県有機農業推進計画」や「静岡県バイオマス活用推進計画」等の関連計画と整合性を図りながら取り組</p>	<p>静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</p> <p>令和5年3月28日 制定 令和6年12月9日 改正</p> <p>静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の規定に基づき、静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を次のとおりとします。</p> <p>本計画は、県及び市町の共同計画であり、本県農林水産業各分野の施策の方向性を示した「静岡県食と農の基本計画」、「静岡県森林共生基本計画」及び「静岡県水産振興基本計画」を踏まえ、環境と調和のとれた本県農林水産業の推進を図るため、環境負荷低減事業活動の展開方向を示すものとします。</p> <p>また、計画の推進に当たっては、環境負荷低減に資する活動に取り組む農林漁業者の自主性を尊重するとともに、「静岡県有機農業推進計画」や「静岡県バイオマス活用推進計画」等の関連計画と整合性を図りながら取り組</p>

みます。

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までとし、特定区域の設定や情勢の変化、目標達成状況等により、期間内であっても必要な場合は見直しを行います。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項目	現状値	目標値 (2030年度)
化学肥料使用量低減	6%減※ (2018-2023) (2016 肥料年度比)	20%減 (2016 肥料年度比)
化学農薬使用量低減	17%減 (2019-2022) (2019 農薬年度比)	30%減 (2019 農薬年度比)
有機農業の取組面積	771ha (2024年度)	1,350ha
環境負荷低減技術（IPM等）の導入産地数	20産地 (2024年度)	55産地
環境負荷低減事業活動実施計画の認定経営体数	296経営体 (2024年度)	650経営体

※2022、2023年度は肥料価格高騰により除外

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

（1）有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式（以下、「有機農業等」という。）の導入・定着を図るため、肥料の適正使用、耕畜連携による堆肥等の利用、有機資源の活用による土づくりや、環境負荷低減技術（IPM等）の導入等、化学肥料及び化学農薬の使用

みます。

本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）までとし、特定区域の設定や情勢の変化、目標達成状況等により、期間内であっても必要な場合は見直しを行います。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項目	現状値	目標値	目標年度
化学肥料使用量低減※1	—	20%低減 (2016肥料年度比)	2030年度
化学農薬使用量低減※1	—	10%低減 (2019農薬年度比)	2030年度
有機農業の取組面積※2	418ha (2020年度)	800ha	2025年度
環境負荷低減技術（IPM等）の導入産地数※2	15産地 (2021年度)	24産地	2025年度
省エネ機器・資材の導入面積※2	—	毎年度3ha	2025年度
環境負荷低減事業活動実施計画の認定経営体数	97経営体 (2023年度)	370経営体	2025年度

※1 「みどりの食料システム戦略」及び国「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」に準ずる。

※2 別紙1 静岡県食と農の基本計画 27頁参照

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

（1）有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式（以下、「有機農業等」という。）の導入・定着を図るため、肥料の適正使用、耕畜連携による堆肥等の利用、有機資源の活用による土づくりや、環境負荷低減技術（IPM等）の導入等、化学肥料及び化学農薬の使用

<p>量低減を一体的に行う事業活動を促進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>量低減を一体的に行う事業活動を促進します。</p> <p>(別紙1 27頁、別紙2 静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画4頁参照)</p>
<p>(2) 農林水産分野における、<u>温室効果ガスの排出</u>削減に向けた省エネルギー機器・設備の導入や作業の効率化を促進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 農林水産分野における、二酸化炭素の排出削減に向けた省エネルギー機器・設備の導入や作業の効率化を促進します。</p> <p>(別紙3 静岡県地球温暖化対策実行計画61頁、別紙4 森林共生基本計画17頁参照)</p>
<p>(3) 施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化等の取組を促進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化等の取組を促進します。</p> <p>(別紙1 28頁参照)</p>
<p>(4) <u>温室効果ガスの排出削減のため、「水稻栽培における中干し期間の延長」、「バイオ炭の農地施用」、「茶園土壤への石灰窒素を含む複合肥料の施肥」</u>等栽培技術の見直し、導入を促進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(4) 水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、導入を促進します。</p> <p>(別紙1 28頁参照)</p>
<p>(5) その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第2の要件に適合し、知事が必要と認める活動を促進します。</p>	<p>(5) その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第2の要件に適合し、知事が必要と認める活動を促進します。</p>
<p>3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項</p> <p>(1) 環境負荷低減に資する先端技術の研究開発や事業化を推進するとと</p>	<p>3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項</p> <p>(1) 環境負荷低減に資する先端技術の研究開発や事業化を推進するとと</p>

<p>もに、有機農業等の栽培技術の確立に向けた研究開発に取り組みます。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 化学肥料及び化学農薬の使用量低減と生産の安定化の両立に向けた施肥や病害虫防除等の栽培管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 堆肥の利用を促進するため、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出削減に向けた栽培技術の開発に取り組むとともに、温暖化に対応した品種開発等気候変動への対応を進めます。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 農林水産分野における<u>温室効果ガスの排出削減量の表示等によるエネルギーの見える化</u>を進めるとともに、省エネルギー機器・設備の技術開発の推進や支援体制の充実等を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 農地の土壤炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壤管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>(削除)</p> <p>4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項</p>	<p>もに、有機農業等の栽培技術の確立に向けた研究開発に取り組みます。</p> <p>(別紙1 21頁、27頁参照)</p> <p>(2) 化学肥料及び化学農薬の使用量低減と生産の安定化の両立に向けた施肥や病害虫防除等の栽培管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>(別紙1 27頁参照)</p> <p>(3) 堆肥の利用を促進するため、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図ります。</p> <p>(別紙2 4頁参照)</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出削減に向けた栽培技術の開発に取り組むとともに、温暖化に対応した品種開発等気候変動への対応を進めます。</p> <p>(別紙1 28頁参照)</p> <p>(5) 農林水産分野におけるエネルギーの見える化を進めるとともに、省エネルギー機器・設備の技術開発の推進や支援体制の充実等を行います。</p> <p>(別紙3 61頁参照)</p> <p>(6) 農地の土壤炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壤管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>(別紙1 28頁参照)</p> <p>4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	促進に関する事項
<p>(1) 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、消費者と有機農業等に取り組む農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、消費者と有機農業等に取り組む農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。</p> <p>(別紙5 静岡県有機農業推進計画 12頁参照)</p>
<p>(2) 有機農業等の取組やその特徴、有機農産物等の利用・消費に関して、農業者、消費者、流通販売業者等との間の積極的な情報受発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努めます。</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 有機農業等の取組やその特徴、有機農産物等の利用・消費に関して、農業者、消費者、流通販売業者等との間の積極的な情報受発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努めます。</p> <p>(別紙5 11頁参照)</p>
<p>(3) 流通に必要または有利となる有機認証等各種認証の取得を支援するとともに、表示制度等の普及啓発に取り組みます。</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 流通に必要または有利となる有機認証等各種認証の取得を支援するとともに、表示制度等の普及啓発に取り組みます。</p> <p>(別紙1 35頁参照)</p>
<p>(4) 環境負荷低減事業活動の促進と合わせ、カーボンニュートラルへの貢献の観点から、引き続き、県民や企業の理解醸成に取り組みます。</p> <p>(削除)</p>	<p>(4) 環境負荷低減事業活動の促進と合わせ、カーボンニュートラルへの貢献の観点から、引き続き、建築物の木材利用促進、県民や企業の理解醸成に取り組みます。</p> <p>(別紙4 42頁 参照)</p>

5 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

区域	特定区域設定計画
藤枝市	別紙1
富士宮市	別紙2
島田市	別紙3
掛川市	別紙4
川根本町	別紙5

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) モデル的先進地区（特定区域）の創出を図るため、有機農業等の団地化や学校給食等での利用を始め、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなどの、地域ぐるみの有機農業等の取組を推進します。

(削除)

(2) 試験研究機関、関係機関、農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備を図ります。

(削除)

(3) 本計画の推進にあたっては、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第六に掲げる国の施策及び各種事業を活用します。

5 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項

区域	特定区域設定計画
藤枝市	別紙6

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) モデル的先進地区（特定区域）の創出を図るため、有機農業等の団地化や学校給食等での利用を始め、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなどの、地域ぐるみの有機農業等の取組を推進します。

(別紙5 11頁参照)

(2) 試験研究機関、関係機関、農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備を図ります。

(別紙5 13頁参照)

(3) 本計画の推進にあたっては、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第六に掲げる国の施策及び各種事業を活用します。

【関連計画】

関連計画（計画期間）
静岡県食と農の基本計画（2025年～2028年）
静岡県森林共生基本計画（2025年～2028年）
静岡県水産振興基本計画（2025年～2028年）
静岡県有機農業推進計画（2022年～2030年）
静岡県バイオマス活用推進計画（2024年～2030年）
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（2021年～2030年）
第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（2022年～2030年）

【関連計画】

関連計画（計画期間）	別紙
静岡県食と農の基本計画（2022年～2025年）	1
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（2021年～2030年）	2
第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（2022年～2030年）	3
静岡県森林共生基本計画（2022年～2025年）	4
静岡県有機農業推進計画（2022年～2030年）	5

【目標値の説明】

項目	根 拠
化学肥料使用量低減	県肥料流通量調査
化学農薬使用量低減	日植防調査
有機農業の取組面積	県調査
環境負荷低減技術（IPM等）の導入産地数	県調査
（削除）	（削除）
環境負荷低減事業活動実施計画の認定経営体数	県調査

【目標値の説明】

項目	根 拠
化学肥料使用量低減	県肥料流通量調査
化学農薬使用量低減	日植防調査
有機農業の取組面積	県調査
環境負荷低減技術（IPM等）の導入産地数	県調査
省エネ機器・資材の導入面積	県調査
環境負荷低減事業活動実施計画の認定経営体数	県調査

別紙1（省略）

別紙1～6（省略）

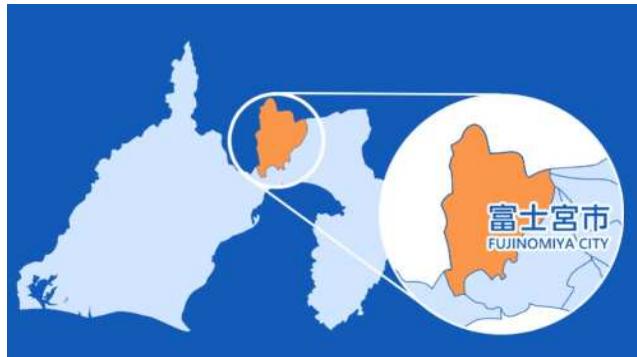
(別紙2)

富士宮市特定区域設定計画書

1. 特定区域の区域

(1) 区域

富士宮市全域



(2) 当該地域の特性及び区域設定の理由

富士宮市（以下「本市」という。）は、静岡県の北東に位置し、世界遺産富士山に育まれた豊かな土壌や水資源に恵まれ、畜産、水稻、茶、野菜など、多種多様な農業が営まれている。

こうした中、本市では、有機農業を推進しており、栽培品目は、茶、露地野菜、水稻等と様々であり、令和6年度では栽培面積ベースで、茶（有機JAS認証を取得）が11ha、露地野菜、水稻などその他品目が23ha生産されている。（計34ha/経営耕地面積2,880ha）

そのような中、本市は令和7年6月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業の生産から消費まで一貫したサイクルの確立に向け、

農業者や、地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを推進している。

令和7年度は市内公立小中学校への有機茶の提供、公立保育園への野菜等の試験導入を実施し、児童・生徒への食育を推進している。また、この取組を通じて、保護者に対しても有機農業に関する理解醸成を図っている。

本市での有機農業の推進に当たっては、安定的な生産量の確保や、消費先となる販路の拡大等が課題であるため、市内外において有機農業に関する更なる認知度の向上が必要となっている。

そこで、本市全体を特定区域と設定することを契機に、本市に適した有機農業の生産技術の確立、有機農業に関心を持つ農家への技術普及を進めるとともに、有機農産物の加工による高付加価値化を推進する。また、公立保育園との連携を契機に有機農産物の消費促進に取り組み、有機農業の規模拡大を図る。また、活動を通じて、農業の担い手不足等の地域課題解決を目指す。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型

有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、持続的に有機農業を実践するため、有機農業者やJA等が参画する「オーガニックビレッジ宣言関係者連絡会」を中心に、有機農業の栽培技術の蓄積及び継承を積極的に行うことで地域として新たな有機農業者の増加、産地の維持・活性化を図る。

お茶については、富士伊豆農業協同組合富士宮地区本部内に有機茶部

会が発足しており、有機JAS認証を取得。今後は研修会を通じて栽培面積の拡大や販路開拓に取り組む。(部会員数は5名:令和7年9月現在)

露地野菜、水稻等については、地域の有機農産物直売所を活用し、地域への消費拡大を推進していく。

さらに、地域内で生産された有機農産物の認知度向上のため、既存イベント内へ有機農業部分を組込み、有機農業者の増加に努め、栽培面積の増加を目指す。

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

栽培技術指導の支援・共有

実証試験のデータを活用し、緑肥や堆肥等を利用した地域に適した土づくりを推進する。加えて、茶や野菜等の農家を対象に、有機農業の講習会等を開催し、栽培技術の確立を目指す。

耕畜連携の推進

本市では、牛、鶏、豚等の畜産が盛んであるため、農業振興において耕畜連携の推進が重要な課題となっている。

そのため、循環型農業の実現に向けて、市内の畜産農家が生産した堆肥の利用促進を推進する。

新たな農業技術導入の推進

農業者の高齢化や担い手不足が続く中、スマート農業技術の導入による効率化や生産性の向上を目的に、農業用ドローンの活用やスマート農業技術による除草を推進し、取組面積の拡大や新たな生産者の確保を図る。

イ 有機農産物の流通、加工、消費等の取組

有機JAS認証取得推進

販路拡大を目的に有機JAS認証の取得に向けた講習会を開催し、有機JAS認証の取得を推進する。

有機農産物を利用した特産品開発

有機農産物を使用した新たな特産品の開発や既存商品の改良により、付加価値を向上させて販売する事業に対して支援することで、新商品の開発や流通、消費の拡大を図る。

消費促進の取組

(地産地消に係る取組)

・市内公立小中学校への有機茶の提供

市内公立小中学校の生徒に対し有機茶ティーパックを配布することで、市内で生産される有機茶の消費拡大・食育を推進し、児童生徒やその保護者に対して有機農業に関する理解醸成を図る。

・公立保育園給食への有機野菜等の試験導入

市内公立保育園に向けて、有機野菜等を提供することにより、利用先の確保を図るとともに食育を推進し、有機農産物の認知度向上を図る。

・市内での利用箇所拡大

有機農産物の消費拡大を図るため、直売所、飲食店、スーパー、小売店等での活用方法について検討する。

(域外消費の取組)

・マルシェの開催

有機農業に関するイベント・マルシェを開催し、有機農産物の周知と消費拡大に繋げる。

・ふるさと返礼品への導入

ふるさと納税返礼品に出品することで、全国に向け有機農産物の魅力を発信し、販路拡大に繋げる。

・SDGsパートナーシップによる企業等との連携の検討

新たな販路など流通を図るため、民間事業者と有機農業者の連

携による S D G s パートナーシップ制度を活用する。

・他地域への流通・輸出促進事業

首都圏等の市外への流通や輸出等に向け、消費 P R を行う。

※本計画における「有機農業」は有機農業推進法第2条に規定する農法も含み、「有機農産物（野菜）」には有機 J A S 認証を取得した農産物以外も含まれる。

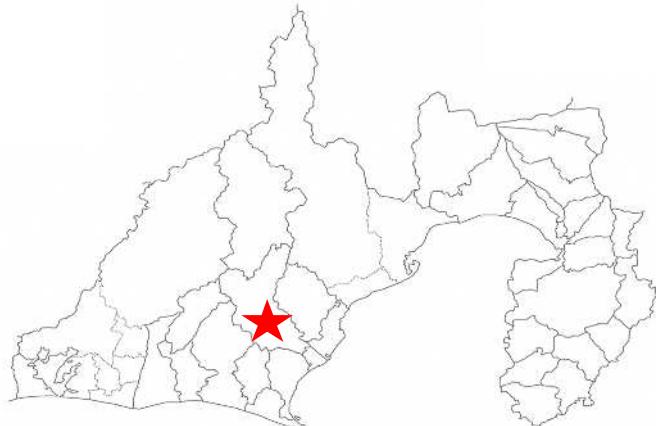
(別紙3)

島田市特定区域設定計画書

1. 特定区域の区域

(1) 区域

島田市全域



面積 315.70 km²

(2) 特定区域の特性及び区域設定の理由

本市は、静岡県のほぼ中央部、大井川の中流域に位置し、気候は、年間平均気温 16°C、年間降水量 2,300 mm前後となっており、冬期においても降雪がほとんどない温暖多雨な気候であるため作物の生育にも適している。

こうした中、市内全域を対象に有機農業促進法第2条に規定する有機

農業を推進しており、現在 29 経営体が有機農業に取り組んでいる。栽培品目別面積は、茶が 34.69ha、続いて水稻が 6.88ha、その他品目 0.82ha で市内の経営耕地面積 2,123ha のうち約 2 % となっている。

一方、有機農業の推進における課題は、特色を活かした販路の確立や、新規就農者の確保、有機栽培実践者の育成や慣行栽培から有機栽培への転換環境の整備である。

そこで、市内全域の茶生産地を中心に特定地域に設定することで、海外でもニーズが高く輸出が堅調である有機茶生産体制を構築するほか、その他の(茶以外)の有機農産物については国内需要の拡大を想定した高付加価値化及び消費促進を支援することで、生産・販売・消費の円滑化を図り、市内における有機農業の持続的な拡大を目指す。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

(1) 活動類型

有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

有機農業者や茶商団体、消費者団体、大井川農業協同組合等が参画する「オーガニックビレッジ推進協議会」が主体となって、持続可能な農業の実現を目標に、茶を中心としつつ、水稻などの他の有機農産物も合わせ、生産から加工・流通・消費のサイクル体制の整備を目指す。その中で市は、政策支援に関するを行う。また、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定と連携し、有機栽培農地と慣行栽培農地の区画分けの検討や、有機栽培農地の団地化に向けた話し合いを行う。

ア 有機農業における生産段階の推進に関する取組

有機茶生産体制の構築

市は、輸出用茶の生産拠点化を行い輸出拡大を図るため、輸出生産拠点の茶工場経営者や茶生産者に対し、輸出拡大に向けた生産転換設備等の導入にかかる支援や、有機茶や碾茶用の輸出需要に適する品種や栽培体系への転換に対して県と共に支援する。さらに、有機JAS認証の取得支援や新たに有機栽培を開始する生産者の対象にした栽培技術研修会を開催する。また、担い手への茶園集積と併せた有機茶の栽培拡大を推進するほか、有機茶の生産拡大に向けた経営モデルに係る先進地への視察を支援する。

有機栽培米の拡大

水稻の有機栽培について、オーガニックビレッジ推進協議会内に有機栽培実践者を中心として3名からなる「水稻チーム」を組織し、栽培講習会などの開催や有機転換事業の活用により慣行栽培から有機栽培への転換を推進し、有機米の生産面積拡大を推進する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等に関する取組

有機茶の販路・需要拡大

市は、茶商の輸出向け商談会の出展支援等をすることにより、本市産の有機茶の需要について現状を把握し、販路拡大に向けた取組を推進する。また、国内での有機茶需要の拡大を図るため、消費者に向け積極的なPRを行う。

有機農産物消費拡大

市は、消費者団体、市内スーパー等小売店と連携し、市内スーパーや直売所等への有機農産物コーナーの設置に向けた話し合いを進めるほか、マルシェ等を開催し、有機農産物への理解と関心を増進させ、消費拡大に繋げる。

市民への理解促進

市民が有機農産物を選択する第一歩として、市は、有機農業生産者、大井川農業協同組合、学校給食会、経済農業協同組合連合会と連携し、学校給食へ有機農業で生産された食材を導入、有機農産物の授業やチラシを配布することにより、児童・生徒・保護者の有機農業に対する正しい理解と関心を深め、安定的な消費先を確保する。

有機圃場での農業体験

市と生産者が中心となり市民を対象に、有機圃場での農業体験会等を開催し、体験を通じ環境や農業への関心を高めるとともに、栽培にかかる手間や苦労を知ることにより、有機農業への理解を深める。

消費者への有機農業についてのPR

市は、有機農業についてのチラシやパンフレットの作成・配布及びSNS等を活用して有機農業をPRすることで、消費者の有機農業に対する理解を深め、有機農産物の消費拡大に繋げる。

(別紙4)

1. 特定区域の区域

(1) 区域

掛川市全域



(2) 特定区域の特性及び区域設定の理由

掛川市は、静岡県の二大都市である静岡市と浜松市の中間に位置する
県西部の都市であり、北は南アルプス最南端の八高山と大尾山の峰から、
南は遠州灘まで雄大な自然が広がる温暖な地域です。本市の農業は、恵
まれた自然環境のもと、北部のお茶、南部の大規模水田、砂地を活用し
た露地栽培や施設園芸など、地域の特性を生かした多彩な営みが行われ
ており、中でも、茶は本市の基幹作物となっています。

掛川市は、国が推進する「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機
農業の推進を起点として、市民全体で「持続可能なまちづくり」を進め
ることを誓い、令和5年4月に「オーガニックビレッジ」を宣言しまし
た。

現在（令和7年3月）、市内の有機農業取組面積は109.9haで、経営耕地面積全体の約3.7%を占めています。取り組みは徐々に広がりつつあるものの、まだ限定的な状況です。このうち、茶は平成29年度から輸出促進を目的とした有機JASへの転換を支援しており、取組面積は87.2haに達しています。他の作物では、水稻が16.3ha、野菜等が6.4haです。

掛川市では、有機農業のさらなる規模拡大を目指し、市全域を特定区域に設定しました。この機会を活かし、有機農業の生産技術の確立、有機農業に関心を持つ移住者や新規就農者への技術普及を進めるとともに、有機農産物の加工による高付加価値化を推進します。また、学校給食や企業との連携を通じて有機農産物の消費促進に取り組みます。これらの活動を通じて、農業の担い手不足や荒廃農地の拡大といった地域課題の解決を目指します。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

（1）活動類型

有機農業の生産活動

（2）特定環境負荷低減事業活動の内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

新規就農者の受入・支援体制の構築

有機農業の新規参入を増やすために、研修会の開催や転換中の費用補助、圃場のあっせん、必要に応じた住まい等の紹介等により市内外からの有機農業参入者（就農者）の確保を図ります。

栽培技術指導の支援・共有

自然栽培や化学肥料、化学農薬を使わない有機農業は、その土地に根差した営みであり、地域固有の知識が要求されます。そこで、

有識者による栽培講習会等を企画・実施し、栽培技術指導や情報交換・共有の機会を創出します。

有機専用モデル区画の整備

掛川市内の有機圃場は慣行栽培と隣接している箇所も多いため、農薬の飛散や近隣との交渉が課題となっています。そこで、市内に有機農業専用モデル区画を整備し、安定した有機農業生産のための基盤を整えます。

肥料の地産地消の取組

循環型の農業を実現するため、地域固有の取組として肥料の地産地消を検討します。市内の畜産農家や事業者等との連携を通じ、新たに活用が期待される未利用資源等を利用しながら、持続可能な資材供給体制の構築を目指します。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

消費促進の取組

有機農産物の消費拡大を図るため、マルシェの開催や直売所及び小売店で販売コーナーを設置し、多くの消費者が有機農産物に触れ合い、理解を深める機会を設けることにより消費を喚起します。

情報発信

一般消費者に地球環境への負荷低減に寄与する有機農業の魅力を知ってもらうため、また有機農業への新規参入を促すため、パンフレットやWEBサイト、SNSを用いた情報発信を行います。写真や動画といった視覚的な情報発信を通じて、世代や地域を越えた広範な消費喚起を図ります。

茶の輸出拡大

茶の海外輸出は年々増加しており、今後も拡大が予想されます。

海外で求められるオーガニック茶の製造を拡大することが必要であり、有機農業（JAS認証取得）への転換支援、茶商社と連携しての輸出体制の整備を進めます。また、輸出において特に好調なのは、抹茶（粉末茶）であることから、煎茶製造が主流の当市においても、有機碾茶・抹茶製造拡大に向けた実効性のある取組を推進します。

学校給食での提供・学校での学習機会の創出

有機農産物を学校給食の食材として提供することで、小中学生に有機農業を身近に感じてもらう機会を創出します。給食での提供とあわせて学習や農業体験を行うことで、食育の一環として、五感を通じた有機農業の学習と、自然との触れ合いの機会を設けます。

進捗管理と学習する機会の確保

有機専用モデル区画にオーガニックビレッジの進捗状況の可視化できる表示看板を設置し、景観保護区域をつくりながら、観光の側面を取り入れた体験圃場の整備し、環境や農業について一体的に学べる場所を確保します。

マーケティング人材の育成

有機農業生産者と販売者を繋ぎ、「掛川オーガニックビレッジの農産物」の販売活動ができるマーケティング人材の育成と仕組みづくりに取り組みます。

E C サイト等を活用した販売経路の多様化

生産者や流通業者に対し、E C サイト設置や加入を促すことで、販売経路の多様化を図ります。必要に応じ、E C サイト構築に関する専門家の派遣やサイト構築費用助成等の支援を行います。

企業の農業参入への誘致

有機農業参入を検討している企業に対し、市公式サイト等で広く呼びかけ誘致を行います。また、飲食産業等からの働きかけに積極

的に応えることで、有機農産物の安定した流通経路の確保に努めます。さらには、有機農業法人に対し、人材育成を支援することで、地域内での有機農業の担い手の確保を促進します。

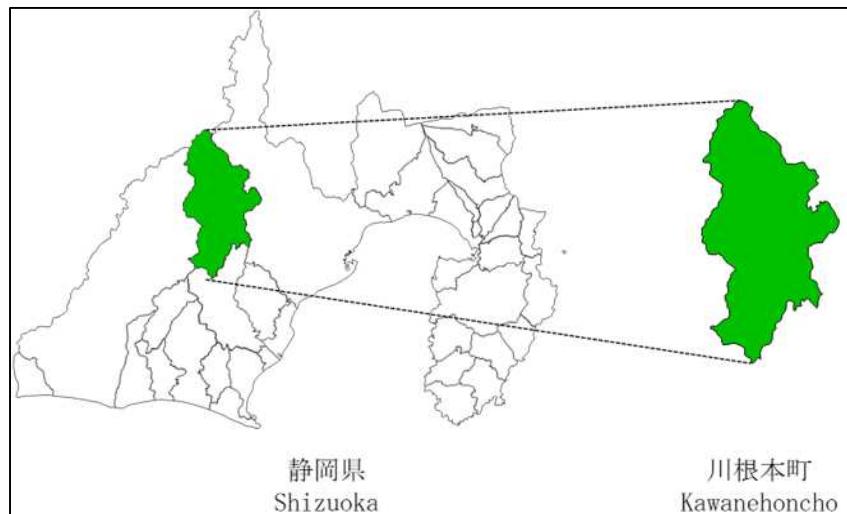
(別紙5)

川根本町特定区域設定計画書

1. 特定区域の区域

(1) 区域

川根本町全域



(2) 特定区域の特性及び区域設定の理由

当町は、静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接するほか、北は長野県との県境となっている。町域は大井川に沿った東西約23km、南北約40kmの南北に細長い形で、面積は496.72km²（県全体の6.4%）、このうちの約90%を森林が占めている。

当町の農業については、比較的温暖な気候と適度な降水量に恵まれ、茶を基幹作物として農業生産を展開し、「川根茶」産地として全国的な名

声を博している。茶を主体とした農用地は、地理的条件から狭小で傾斜地に多く分布し経営規模も全般的に小規模零細であるが、山間地の特性として病害虫の発生は少なく、安心・安全な農業生産が営まれている。

当町の茶生産における有機農業取組面積は約 40ha であり、輸出向けの有機碾茶生産に伴い拡大傾向にある。有機碾茶の生産量は、町内及び近隣市に存在する碾茶加工施設及び抹茶加工施設の製造能力に依拠しており、碾茶加工施設の増設も行われている。

今後の茶生産の方向性として、従来の高品質煎茶と有機碾茶の両輪で茶産地の振興を図っていくが、高品質煎茶の生産で普及している慣行農法においても、今後化学肥料や化学農薬の低減への対応が求められることが予測される。これは、消費者の安心・安全志向や輸出市場での有機認証茶の需要の高まりに伴い、碾茶で有機が先行した状況と共通する背景によるものである。

さらには、当町が茶の複合経営の作物として推奨している柚子及び自然薯においても、加工品の輸出販売を計画する加工販売事業者から有機農業による生産を求める声があり、生産者、流通、小売業、行政等が一体となった、持続性の高い農業生産に取り組むオーガニックビレッジの実現を目指していくことが必要である。令和 7 年 8 月時点では、ふじのくに川根本町ゆず協同組合のうち 3 軒が圃場の有機転換に着手した段階であり、栽培技術の習得や更なる取組拡大に向け、先進地から学ぶ必要がある。

この機会を活かし、有機農業の生産技術の確立、有機農産物の加工による高付加価値化を推進する。また、学校や企業等との連携を通じて有機農産物の消費促進に取り組むとともに、有機農業の推進を通じて、農業の担い手不足や荒廃農地の拡大といった地域課題の解決を目指す。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

(1) 活動類型

有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

川根本町は、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、従来の慣行農法による高品質煎茶の生産体系に加え、付加価値の向上を目指して新たに有機農業の推進に取り組む。町は、町内の茶生産者約40軒を含む茶業振興協議会、農業農村振興対策委員会、大井川農協、商工会等と連携し、地域全体で持続性の高い農業生産の推進を図るため、以下の取組を実施する。

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

有機農産物の海外輸出への支援

有機農産物の海外輸出を推進するため、町が有機JAS認定取得や栽培技術研修会参加支援等を行う。

有機農業研究

町農業農村振興対策委員会では、有機農業の普及・推進に向け、地域の気候や土壤に適した栽培技術の研究、収益性や生産コストの分析、加工・販売・流通方法の検討、先進地視察を行う。

スマート農業機械導入

将来的な農業者の高齢化や担い手に対応するため、農業生産における省力化、生産性の向上を目的に、町農林業センターにスマート農業機械を導入し、その効果を比較・検証する。得られた成果は、地域農家への普及や共同利用の可能性の検討に活かしていく。

栽培技術指導の支援・共有

町農林業センターに茶の有機栽培試験圃場を設置し、栽培技術の

実証を行うことで農業者への普及を図る。

有機堆肥の開発

循環型の農業を実現させるため、町内の農産物加工事業者と連携し、新たに活用が期待される食品残渣等の有機廃棄物等を利用した地域循環型堆肥施設の構築にむけた検討を行う。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

加工品やメニューの開発

農業者と菓子メーカーや飲食店などが連携した有機農産物加工品やメニュー開発を町として支援する。

茶の輸出拡大

有機茶の輸出に取り組む流通販売事業者からの要求に応じた生産が行われるための生産基盤、生産資機材整備を支援する。

収益率向上と安定経営を実現させるため、継続的な取引先を構築するための事業者支援を行う。

情報発信

茶の流通販売事業者においては、当町は煎茶産地としてのイメージが非常に強いことから、有機碾茶、有機抹茶の生産拡大に関する事業者向けの情報発信を強化する。

有機農業への新規参入を促進するため、町全体で有機農業に取り組む意識の醸成をするための研修会を実施する。

小中学校における食育の推進

食に関する専門家と連携し、給食での提供とあわせて学習や農業体験を行うことで、小中学生が有機農業を身近に感じてもらう機会を創出する。

